

報 告 第 2 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月12日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 9 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年9月5日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 36万5,269円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成25年7月3日午後4時2分頃、市道泉川小学校南北線（上泉町11番33号地先路上）において、南進中の公用車が交差点を右折した際、西進してきた相手方の原動機付自転車と衝突。相手方が負傷し、車両等を損傷した。